

香川県工事請負契約約款第 25 条(スライド条項)の運用について

(平成 20 年 9 月 18 日 20 土監第 29082 号 土木部長通達)

香川県工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項まで及び第 8 項の規定(スライド条項)の適用に当たって、その具体的な運用については、下記によることとしたので通知します。

なお、平成 11 年 9 月 10 日付け「減額となる場合の契約約款第 25 条(スライド条項)の運用について」は廃止します。

記

1 適用対象工事

- (1) 請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から 12 月を経過した工事であること。
- (2) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。
- (3) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後残工事代金額が、変動前残工事代金額に比し、15/1000 以上変化していると予想されること。

2 用語の定義

- (1) 請求日 スライド変更の適用対象工事となる可能性があるとして、受注者又は契約担当者に対して協議を申入れた日で、請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から 12 月を経過した後の日でなければならない。
- (2) 基準日 スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準変動後単価の基準とし、請求日から 14 日以内の日でなければならない。
- (3) 残工期 スライド基準日以降の工事期間

3 スライド額の算定

- (1) 受注者と協議するための請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)は、次式により算定する。

減額となる場合 $S = P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1000)$ (ただし、 $P_1 > P_2$)

増額となる場合 $S = P_2 - P_1 - (P_1 \times 15 / 1000)$ (ただし、 $P_1 < P_2$)

S : スライド額

P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率、Z : 積算額)

- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

4 スライド変更協議の申し入れ

- (1) 減額となる場合

契約担当者は、請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から 12 月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について、希望する基準日及び協議開始日を明記し、様式 1 により受注者に対しスライド協議開始を申し入れるものとする。この場合、受注者に対し、請求日から 7 日以内に承諾書(様式 2)の提出を求めるものとし、承諾書の提出のない場合は、様式 3 により基準日及び協議開始日を通知するものとする。

- (2) 増額となる場合

受注者は、約款第 25 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求する場合は、様式 4 により契約担当者に対して行うものとし、契約担当者は、請求日から 7 日以内に様式 5 により基準日及び協議開始日を通知するものとする。

5 基準日の設定及び出来形確認

契約担当者は、請求日から14日以内となる日をもって基準日とし、基準日における工事の出来形確認を行うものとする。なお、このスライドに関する出来形確認は総括監督員が行うものとする。

6 残工事量の算定

現場搬入材料等については、認定したものは出来形数量として取り扱うものとする。

7 スライド変更協議

契約担当者は、スライド額を算定のうえ、様式6により受注者と協議するものとする。この場合、受注者に対し、協議開始日から14日以内に承諾書（様式7）の提出を求めるものとし、承諾書の提出のない場合は、様式8により請負代金額の変更額を通知するものとする。

8 その他

本通達に定めのないものについては、土木部長が別途定めるものとする。

附 則

この通知は、平成20年9月19日から適用するものとする。